

都市計画道路補助 221 号線用地取得に伴う物件調査及び
補償算定等業務公募型プロポーザル 質問と回答

令和4年5月23日

NO	頁	質問項目	質問内容	回答
1	P 4	7 企画提案書等の提出(2)	副本については、会社名等の特定できるような記載は行わないとありますが、事業者概要、経営状況、業務実績、登録証(写し)等も対象となりますか？	お見込みのとおりです。
2	様式集 P 4	(様式4) 提出書類一覧 13	業務実績として提出する「契約書の写し」は鏡のみで良いのでしょうか？	実施要領3参加資格(1)に記載されている業務実績が確認できる書類をご提出ください。
3	様式集 P 4	(様式4) 提出書類一覧 6～11	経営状況に関する提出書類に「直近2カ年」と記載がありますが、令和3年度決算書が提出に間に合いません。 令和元年度、令和2年度分となりますが、問題ないのでしょうか？	令和3年度の決算資料が未公表の場合、記載の年度分をご提出ください。
4	様式集 P 4	提出書類一覧 注意事項③	「通しのページ番号」とありますが、正本のみで良いのでしょうか。 副本にも必要でしょうか？	お見込みのとおりです。
5	P 1	1 目的	「土地収用手続きの知識及び経験が必要となる」との記載がありますが、業務実績の提出は必要でしょうか？	不要です。
6	P 5	8(1)評価基準 イ企画提案に対する評価基準 ・業務の理解度	当該路線には公園、自転車集積所の公共施設の一部、JR東日本高円寺変電所の送電線の一部が支障となっていますが、対象案件となりますか？	区有施設以外は対象案件です。

7	P 5	8(1)評価基準 イ企画提案に対する評価基準 ・業務の理解度	プレゼンテーション、ヒアリングの時間は、それぞれどの程度でしょうか？ また、プレゼンテーションへの参加人員の制限はありますか？	第一次審査通過者には、第一次審査の結果と併せて、第二次審査の実施方法及び参加人員についてお知らせします。
8	P 15、 資料 2 - 2	単価項目について	予定特記仕様書上に5打ち合わせ等「(3) 業務計画書を作成するものとする」と記載がございます。 一方、【用地補償総合技術業務の想定数量】にはそれらの業務に関する項目の記載がございません。 これは前述させて頂きました業務を【用地補償総合技術業務の想定数量】にすでに記載されている打合せ協議の業務の範囲内として行うことを想定しているということでしょうか？	お見込みのとおりです。
9	資料 2 - 2	単価項目について	【用地補償総合技術業務の想定数量】、及び予定特記仕様書上に契約書作成、契約締結の補助、法定調書の作成、移転履行状況等の確認に関する記載がございませんが、今回の業務範囲と致しましては権利者からの承諾を得るところまで、との認識でよろしいでしょうか？	予定特記仕様書「21 用地折衝後の措置」に記載のとおりです。 契約書及び法定調書の作成、移転履行状況等の確認は本プロポーザルの業務に含みません。